

(社)日本労働安全衛生コンサルタント会

④ 支部ニュース

(第 11 号)

2004 年 10 月 1 日

(社)日本労働安全衛生コンサルタント会

新潟支部

発行人 支部長 田村 三樹夫

〒957-0111 北蒲原郡聖籠町真野1553
新潟労働安全コンサルタント事務所内
TEL 0254-27-6011
FAX 0254-27-6011



労働局の窓

安全衛生管理は、経営トップの意識と行動力から

新潟労働局労働基準部長

井上博夫

全国の労働災害による被災者は数は、長期的には減少傾向にあるものの、今なお年間約53万人を数えています。また、死亡者数についてみると、平成15年は過去最少を記録した平成14年と比較してさらに30人減少し、1,628人となりました。しかししながら、一度に3人以上の労働者が死傷する重大災害については、昭和60年以降増加傾向にあり、平成15年には249件に達しました。

全体の51・3%に達し、しかもその割合が年々増加する傾向があり、全国と比較し4ポイント高い状況になっています。

その他、最近では長時間労働や過重労働、その他業務における心理的負荷を原因とする疾病が増加傾向にあります。

でも過労死や過労自殺さらには

うつ病などの精神疾患は全国的に見ると大変な増え方であり、新潟県内におきましても年々増加傾向にあります。

以上のことから、労働災害防止推進計画の2年目に当たる本年は、死亡等重篤な災害の多発業種である「建設業」及び「製造業」について、作業環境の改善と安全な作業方法の定着により、交通労働災害についても同推進計画に基づく施策を効果的に推進することとしています。

支部長挨拶

新潟支部長
田村 三樹夫

リスクアセスメントで改善推進

(労働安全衛生コンサルタント)
田村 三樹夫

リスクアセスメントとは、職場における労働災害(健康障害含む)の発生危険の度合いを「リスク」として捉え、危険有害要因(災害や健康障害)毎にリスクの大小を評価して、重要なものから災害防止対策の優先順位を決めて実施していくことです。

職場のリスクアセスメントの進め方は以下のとおりです。
1. 危険有害要因の特定…工程毎、作業者毎に危険有害要因を洗い出す。
2. リスクの評価

現存リスクを(①災害の重さ+②接近する頻度+③災害を実施しました。その結果として、災害発生率の高い企業では、経営トップが安全管理に必要な人員や経験、さらには経費を有する労働者の割合が受診者

できるものと考えます。

七・一三水害と危機管理

支部事務局長

鈴木武男
(労働安全コンサルタント)

平成一六年七月一三日に三条市、見附市、中之島町等で発生した水害は深刻で広範囲な被害をもたらしました。阪神・淡路大震災以降では、災害復旧に大勢のボランティアが駆け付けました。そのボランティアをスマーズに受け入れ、被災者のニーズにマッチングさせる「ボランティアセンター」の役割が災害復旧を左右するほど重要です。しかし、平時において、このことを強調してもなかなか理解を得ることが難しいのが実情です。

私は日本赤十字社の災害ボランティアサブリーダーの一人として、災害時に「ボランティアセンター」をスマーズに立ち上げ、運営するマニュアルを私の町を作りたいと、考えておりましたので、七月一九日と二一日は三条市の復旧活動にボランティアとして参加し、ついでにボランティアセンターの活動も目にしてることができ、マニュアルの作成に大いに参考となりました。また、二七日には中之島町の復

旧活動にも参加し、こちらのボランティアセンターの運営状況も見ることができました。

災害は来て欲しくはありませんが、一旦起きてしまえば、個人生活の復旧は被災者自身では非常に困難で、特に高齢者世帯では絶対に無理な状態です。幸いに今回の水害では、県内外から大勢のボランティアが駆け付けてくれましたので、そのボランティアの力を有効に活用することができますが、被災者と駆け付けてくれたボランティア双方の利益になつております。

三条市のボランティアセンターは周辺市町村から応援に来た「社会福祉協議会」の職員が中心的な役割を果たしていましたが、ボランティアの受け入れから、派遣までスマーズに運営されており、感心しました。

危機管理は、災害を未然に防ぐこと、一旦発生した場合にその被害を最小限に止める手順等を予め定めておくことだと思いますが、労働災害についても全く同じことが言えます。この災害を契機に一步でも私なりに危機管理を実践したいと感じました。

フェールセーフ技術で労災を防ごう

支部理事(研修委員会) 鈴木直夫
(労働安全コンサルタント)

毎年の労災統計を見ますと、製造業の休業四日以上の死傷者数(全国)は、三万三千人(内、死亡約三百人)程度と大変な数です。事故の型では、「挿され、巻き込まれ」と「切れ、擦れ」で約四五%を占めています。これらの事故原因を分析していくと、意外に多いのが「安全装置がついているのに、それが故障していた」とか、もつと困るのは「安全装置が邪魔なので、無効にして、あるいは、取り外して仕事していた」ケースです。工作機械の労災には、良くあるケースです。

「能率第一、安全第二」では、一時的に企業競争に勝つったように見えても、大事な従業員を怪我させては、その会社は、社会的問題児と言わざるを得ません。

ところで、「安全装置が故障したのに、または、安全装置を無効にしたのに機械はちゃんと動いていた」と聞くと、「ム・ム?おかしいぞ」と思いませんか?そうです。これは、設計上の欠陥

任」を問われかねません。いえ、日本国内でも平成六年に「製造物責任法」が制定されたので、

メークー責任を問われる可能性があるでしょう。

そこで「フェールセーフ技術」

ですが、直訳すると「仕損じた時の安全のための技術」とでも訳すのでしょうか、簡単にいう

と「機械装置は故障するもので

ある。人間は、ミス・手抜きを

するものである。」という前提に

立って、「それでも、人間にだけ

は、怪我をさせないような安全

技術」です。つまり、労災防止

の守護神的技術です。

平成十年に当時の労働省から

「工作機械等の制御機構のフェー

ルセーフ化に関するガイドライ

ン」が公表され、続いて平成十

三年には「機械の包括的な安全

基準に関する指針」が出来ました。

後者の指針では、「機械の安全方

過型光線式安全装置等)で自動的に確認して、初めて運転が可能になる。

自動車の運転に例えれば、「交差点に人がいないこと」を確

認してから交差点に進入する。

濃霧等で、その確認ができないときは、「交差点に進入しない。または、交差点の直前でいつたん停止し安全を確認してから進入」と同じです。

(2) 故障の時は、安全側(労働

災害を発生させない形で機械を停止させる側)に動作する。

(3) 安全装置が故障すると、例え

ば、光線式安全装置のランプが切れるなど、機械は動かない。動いている最中に、ランプが切れると機械は、安全な

状態で停止する。

(4) 安全装置を無効にしよう

しても、特別の工具または鍵

(その工具または鍵は、責任者のみ所持)を使わないと、無効化できないようにしておく。

(5) 安全ガードを開けると(つ

まり、危険な状態にする)、機械停止のリミットスイッチ

を押すように設計する。

従来は、「安全ドアを開じる

と、機械停止のリミットスイッチを押して運転可能」になる

方式が多いですが、これだと、「リミットスイッチを紐で縛つて無効化する」ことが簡単で

(1) 機械は、安全が確認されない限り、動作をしない。

例え、動力プレスは、「危

険領域内に作業者の体が無い

ことをセンサー(例え、透

大変に危険です。

等等、列挙するときりがありませんが、工作機械等を設計される場合は、ぜひ、この「工作機械等の制御機構のフェールセーフ化に関するガイドライン」と「機械の包括的な安全基準に関する指針」を守って設計してください。

参考までに、これらのガイドライン、指針のうち、設計技術に関する部分は規格化され「ISO 12100:2003」となりました。

局排と環境
高橋良政
(労働衛生コンサルタント)
私事ではありますが、一昨年の12月に病気をしてコンサルタントの活動をほとんど停止していました。活動を再開するにあたり、リハビリがてらに当研究所の局所排気装置(局排)を改善しました。当研究所は正式名称を社団法人新潟県環境衛生中央研究所といい、主に環境関係(大気、

水質、土壤等など)や衛生関係(水道水、食品など)の検査などを行つてある民間検査機関です。当然、作業環境測定も行つております。

これらの検査は有害物(クロロホルム、ベンゼン、エーテル等)を少量ですが多種類使用し、徴があります。

また、当研究所は環境ISO(ISO 14000)を取得しております、環境(エネルギー、公害)を設計することとしました。条件を以下にあげます。

- ① 法定制御風速を満足すること。
- ② 作業性を考えること(局排内に検査機器を出し入れする)。
- ③ 使用場所は1階、2階に数ヵ所あるが、それぞれ独立して使用できること。
- ④ 使用時間は短時間なので、使用時以外停止できること。
- ⑤ 作業性を考慮すること(局排内に検査機器を出し入れする)。
- ⑥ 検査室に空気の取り入れ口を取り付ける。
- ⑦ フード内に防爆式の照明を取り付ける。
- ⑧ 検査室に空気の取り入れ口を取り付ける。
- ⑨ 検査室の作業環境は、有害物の空中濃度のみでなく、室温、騒音、明るさなども大変良好になりました。特にインバーターを取り付けることにより、モーターの消費電力のみならず、冷暖房費、室温、騒音などの改善につながりました。

通常の設計では費用の面からの制約も大きく、ここまでする事は少ないのですが、インバーターも一般的になつてきました。今後はエネルギー消費の面から改善を行いました。

- ① フードは既存の物を使用する(一部新設)。
- ② フード前面に引き戸とローラーカーテンを取り付けるこ

とにし、機器の出し入れ時はロールカーテンを開け閉めを大きくとり、有害物使用時は開口面を小さくし、必要最小限の風速とする。

③ ダクト、ファンは新設する。

④ ファンにインバーター(モーターの周波数を変えてファンの能力を調整する機器)を設置し、開口面に合わせた能力に調整する。

⑤ フード内に防爆式の照明を取り付ける。

⑥ 検査室に空気の取り入れ口を取り付ける。

⑦ フード内に防爆式の照明を取り付ける。

⑧ 検査室に空気の取り入れ口を取り付ける。

⑨ 検査室の作業環境は、有害物の空中濃度のみでなく、室温、騒音、明るさなども大変良好になりました。特にインバーターを取り付けることにより、モーターの消費電力のみならず、冷暖房費、室温、騒音などの改善につながりました。

水害

労働安全コンサルタント

今年は7月に入ると記録的な猛暑がつづき、また集中豪雨に見舞われて新潟や福井に甚大な水害をもたらしました。日本海沿岸に発達した前線で一気に雨雲が発生して被災地を襲つた古来、水を治めるのは国を治める最も重要な政といわれています。民の生活を水害から護る最も身近な公共建築物が堤防です。土木構造物の築造にあたつては森羅万象の自然界を相手とすることから、最新技術の粹を結集してもなお不確実な要素があるのです。

築造計画にあたつては過去の降雨、降雪量、地形、地質等の条件のほかに、昨今の異常気象をどのように予測するかといった難しい問題もあります。また何十年も前に造られた物がはたして当初通りの機能を保つているか、土砂等の堆積によつて河床が浅くなつたり、構造物が経年劣化して濁流に耐えられなかつたか築造当時今回のような豪雨をどのように予想していたとか等、最新のコンピューターテクノロジなどを駆使してもはかり知れない要素があるということが土木の難しいところかもしませ

ん。整備された生産システムで造られる工業製品とは異なる分野です。

かつて新潟地震で当時の最新技術で造られた橋が無残にも倒壊しましたが、コンピューターなど高度な技術が無かつた時代に造られた石造りの萬代橋は生き残りました。自然を相手とする土木は失敗の積み重ねという経験則に従う面があります。アーチ式の石橋はローマ時代からの長い歴史があり、幾多の失敗を経て強固な美しい橋となつて残っています。今回のような水害はただ単に自然災害としてではなく、災害を克服できなかつた人災としてとらえるべきです。この失敗を生かして悲惨な災害が二度とおきないような治水が望まれます。

中小企業安全相談センターの運営について

相談センター事務長 豊島豊秀
(労働安全コンサルタント)

平成16年度から厚生労働省の委託事業である「中小企業安全相談センター(以下相談センター)」の実施が新潟支部でも決定し、6月から運営が始まりました。この事業の概要を報告します。

1. 本事業の趣旨(本会通知文)

書要約)

我が国全体の安全水準は、着実に向上していますが、中企業における安全衛生管理は、必ずしも十分とは言えず、労働災害発生率も大企業に比べ極めて高くなっています。

労働災害の発生が多い原因としては、経営・人的基盤が脆弱であることから、安全衛生管理体制の確立、機械設備の安全対策、安全衛生教育の実施等の安全衛生対策が十分行えない状況であること、また、これらの対策を講じるためのノウハウを容易に得る手段がないことがあげられています。

このため、自主的に安全衛生活動を積極的に行おうとする中小企業に対して、労働災害防止に関するノウハウの提供等の支援を行うことにより、安全衛生水準の向上に資することを目的とします。

2. この事業は、第10次労働災害防止計画の基本方針で表明されている中小企業の自主的な安全衛生活動の努力や集団的な取組みを促進する支援事業で、「たんぽぽ計画」・「灾害防止特別診断事業」・「相談センター」の3点の一つです。本事業は、平成12年度から宮城、埼玉、福井、静岡の4

支部で試行事業として実施され、その支援内容も安全相談、安全診断および安全教育と広範囲でした。

試行事業の実績評価から、平成16年度からは、支援内容を安全相談のみに絞って全国12支部に拡大・実施することになりました。新潟支部とても熱心に運動した結果、実施が決まりました。

相談センター設置にあたっては、事業場の利便性を考慮して工場団地、協同組合、商工会等を会場とした「出前相談」形式をとることになりました。

(1) 新潟労働局および所轄労働基準監督署のご後援を頂いております。

精神的なバックアップやアドバイスを頂くため、計画立案段階から署に提出して報告・連絡を密にして実施することとします。

(2) この事業の成否は、本事業の周知にあると思われ、一つ一つ実績を積み上げることが必要と考えます。そのため相談対象団体を「たんぽぽ計画」「中小企業集団安全衛生活動推進事業」その他接点のあるところから順次「相談センター」開設の依頼をすることにし

ています。

(3) 8月上旬までの実施実績は6回です。実施回数年間30回の確保にはかなりの努力が必要と考えられます。

平成17年度は、年度初めに年間実施計画をもつて推進していくかねばなりません。

現在、中小企業団体中央会、新潟県商工会連合会、商工会議所および各地商工会を訪問し、この事業の周知と有力情報の収集に努めているところです。

会員各位あるいはこの記事をご覧になられた方々で、労働安全に関する情報、アドバイスを希望されている

団体、事業場におかれましてはご一報下さい。

(4) 安全相談項目の一例としては次の通りです。

① 安全改善計画の作成
② 計画の届出
③ 機械設備の安全化
④ 工場新設・新技術の導入
⑤ 全活動
⑥ 安全教育
⑦ 安全管理体制
⑧ 安全管理制度
⑨ 安全管理手順の作成
⑩ リスクアセスメント
⑪ 労働安全管理規程等の作成
⑫ 衛生マネジメントシステム
⑬ 機械・電気・化学・土木・建設の各安全に関する事務所タンク火災、新日本製鐵名古

4. 「相談センター」活動を活性化し、相談件数を増やすためには、来場者数増の工夫が必要になります。想定される「相談センター」開設の場として

① 労働基準監督署主催の災害多発事業場指導会
② 業界団体総会、研究会
③ 各社安全衛生協力会総会
④ ②、③では、短時間で安全の情報提供を行うことが

コンサルタント制度のPRと来場者数確保に有効と考えています。

⑤ 講演依頼を請けた会合で、無料労働安全相談センターについて説明し、活用を要請する。

あらかじめ質問事項として取りまとめて頂くことあるいは後刻電話、FAX等での相談も可能なことを説明する、などが考えられる。

今後、関係各位のご協力を得ながら初期の目的達成と労働安全衛生コンサルタントの地位向上に努めて行きたいと考えます。

木工事、建築工事の安全管理を主な業務とし、工事事務所のパートナーを行っていますが、不安全な状態、不安全な行動を目の当たりにしても職員、作業員ともそう感じていいくことが最近多いような気がします。

私は現在ゼネコンに勤務、土木工事、建築工事の安全管理を主な業務とし、工事事務所のパートナーを行っていますが、不安全な状態、不安全な行動を目の当たりにしても職員、作業員ともそう感じていいくことが最近多いような気がします。

「異常を見落とした」のではなく、その状態が異常であることを知らなかつたなど、目には入つても見えていない状態が恒常に存在しているといふことです。

建設業界のリストラの嵐も落ち置いてはきましたが、以前の人員配置は生産性から見てもあ

目に入つても見えていない

労働安全コンサルタント

山 口 勝 彦

昨年は、出光興産北海道製油所タンク火災、新日本製鐵名古

り得ません。知らないおまえが悪い、いや知らないのはリストラのせいと個人やリストラにその責任を転換するのは簡単ですが、そうではなく、「それでも出来る仕組み」を作らなければ状況は改善しないでしょう。

配員 配置が変わつても、誰もが不安全な状態、不安全な行動をそうだと認識し、その状態を改善しスペイナルアップすること。人に対する優しさや思いやり、命の大切さをリスクの回避という目に見える形、手順で表した仕組みがシステムだと思つています。朝来た健康な体で、間違いなくその日一日を過ごして家にたどり着いてもらえるよう、建設業労働安全衛生マネジメントシステムの浸透を図つてゐるところです。

労働衛生教育のレベル設定について

支部理事(広報委員会)長沼毅
(労働衛生コンサルタント)

「安全衛生は教育に始まって教育に終わる。」という話は、先輩コンサルタントから何度もお聞きしたものです。

私は現在、(社)新潟県労働衛生医学協会の教育研修部に勤務しております、勤務コンサルタント

として教育やコンサルテーションを行つております。

これらの業務のなかで、いつも苦慮していることは、教育内容のレベルを改正し、7項目の規定を設けています。その一つとして、事

業者に「ダイオキシン特別教育」の実施を義務付けるとともに、細部では通達として「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」を以下に紹介いたします。

苦慮した事例として、平成13年から開始した「廃棄物の焼却施設に関する業務に係る特別教育」(以下、「ダイオキシン特別教育」という)があります。この教育が義務付けられるまでのあらましは次のとおりです。

【ダイオキシン特別教育までの経緯のあらまし】

ダイオキシン類問題は、古くは昭和29年～50年に至るベトナム戦争における枯葉作戦に使用した除草剤にまでさかのぼりますが、近年では平成10年にテレビ朝日のニュースステーションで報道された所沢地域の産業廃棄物焼却施設周辺における高濃度ダイオキシンの検出などが耳新しいところです。この問題は周辺農家から風評被害として訴訟にまで至っています。

その後、平成11年の「ダイオキシン類対策特別措置法」の成立など包括的な環境問題として多くの行政当局で指導がなされ

ました。

このような中、厚生労働省では平成13年に労働安全衛生規則を改正し、7項目の規定を設けています。その一つとして、事

業者に「ダイオキシン特別教育」の実施を義務付けるとともに、細部では通達として「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」を以下に紹介いたします。

苦慮した事例として、平成13年から開始した「廃棄物の焼却施設に関する業務に係る特別教育」(以下、「ダイオキシン特別教育」という)があります。この教育が義務付けられるまでのあらましは次のとおりです。

今後とも、諸先生のご指導を賜りますようお願いいたします。

終了後に質問者が列をなすほどに多くの質問が寄せられ、多くの課題が残りました。

この教育を契機に教育内容のレベル設定には一層意を払つていました。しかし、教育種目に於ては、まったく逆のケースもあり教育技術の研鑽はエンディングのようです。

医学会では平成13年の労働安全衛生規則改正を受け、「ダイオキシン特別教育」の第1回目を開催しました。その際、案内送付後すぐに定員オーバーとなるなど、その関心の高さに驚いた次第です。

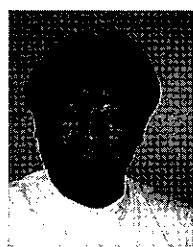
また、受講申し込み者の名簿から、受講者は規則で対象とする作業者ではなく管理者や環境関係の技術者が大半を占めていました。このため、法定の教育内容だけでは到底受講者のニーズに応えることが難しいと判断し、急きよ、受講者に対応する教材・資料を文献調査やインターネットでの検索などにより収集し編集することによって、何とか目標とするレベルの教育を提

供することができました。

それでも、この講習では教育終了後に質問者が列をなすほどに多くの質問が寄せられ、多くの課題が残りました。

この教育を契機に教育内容のレベル設定には一層意を払つていました。しかし、教育種目に於ては、まったく逆のケースもあり教育技術の研鑽はエンディングのようです。

新入会員紹介



氏名 （昭和41年4月18日生） 支部入会 平成16年4月	勤務先 新潟県労働衛生医学協会 本部医局 登録種別 労働衛生コンサルタント 保—2521
(所在地) 〒951-8133 新潟市川岸町1-39-5	(電話) 025(267) 1207 (FAX) 025(267) 1207
(所在地) 〒940-0032 長岡市千場2-4-19	(電話) 0258(35) 8447 (FAX) 0258(35) 8447
他の資格 医師、医学博士、日本医師会認定産業医、人間ドック認定指定医、他 得意分野 産業衛生学	

労働衛生コンサルタント

小林 隆司

平成14年3月に労働衛生コンサルタントの資格を取得し、本年5月に新潟支部に入会させていただきました。

私は、医学部卒業後脳神経外科医として医療に貢献してきました。当時重篤な疾患を診療するうちに予防医学に興味を持ち「臨床医」から「健診医」に、さらに健康保持増進に主眼を置くようになり、「産業医」へも従事する場を展開してきました。それに伴い、対象者も患者様から受診者と呼ばれる健常者、労働者に移りました。

同様に、本年3月まで県内の医療機関に属しておりましたが、4月より（社）新潟県労働衛生医学協会に所属し、主に職域健診を中心に活動しています。また、電子部品を製造する会社の嘱託産業医もさせていただいております。

私がこの資格を取得する際の活動機は、安衛法第1条「労働者の安全と健康の確保および快適職場の形成」の精神に則り、國家行政浸透の協力者としてこの分野に少しでもお役に立てればということでございました。幸運にも皆様の一員に加えていたとき、身にある光栄と感激い

たしております。入会しました上は、一日も早く諸先輩方のご教示によって、医師としての「健診」だけでなく労働衛生コンサルタントとして「衛生診断」ができるよう一人前ならずとも

半人前の働きをしたく、粉骨碎身努力いたす決意でございます。とは申しましても、ご存知の通りなにふんにも経験が浅い未熟者でございますので、まだまだしばらくは仕事になることに時間がかかり、足手まといになりますことと思います。どうか、何卒よろしくご指導、鞭撻下さい

ますようお願い申し上げます。

得意分野
建築安全



労働安全コンサルタント
関 本 久

平成15年に労働安全コンサルタントの資格を取得し、本年新潟支部入会させていただきました。関本です。機械・計装・電気の建設及びメンテナンス、並びに土木・建築建設を行なう会社に勤めており、入社時は機械設備の設計・施工部門に、その後製造業の親会社の機械設備のメンテナンスを行なう部門を経て、現在は土木・建築・機械設備の施工部門に勤務しております。

常に、定常作業や非定常作業を問わず、いかなる事故・災害も発生させではないといふことを肝に銘じて勤めてまいりました。以前は、安全管理は後退い対応が一般的でしたが、最近は先取りといふように、企業が求められる方向が変わってきております。また、安全衛生管理のノウハウの継承や安全衛生水準の維持、人材育成等問題が多く

あります。特に建設業では、事故・災害の発生に対する直接的な責任は当然のことですが、最近は企業に対し行政処分や社会的責任が一段と厳しさを増しており、ご苦労されている企業も多くあると思います。

資格を取得したばかりの駆け出しですので、今後は一般の企業のお役に立てるようになると考えております。よろしくお願い申し上げます。

近は企業に対し行政処分や社会的責任が一段と厳しさを増しており、ご苦労されている企業も多くあると思います。

労働安全コンサルタント
阿 部 幸 雄



昨年の9月に入会しました阿部幸雄です。建築の技術者として建設業に携わり、うち15年を安全の烟で過ごしました。最初に安全を担当した頃、現場とスタッフとの間に相当のギャップがあること、予算という壁が大きく立ちちはだかっている事に理想と現実を思い知らされました。

建設業は個別の請負業であり、競争の上受注した現場の採算性には厳しいものがあります。そこに「理想の安全」を持ち込んで果たして受け入れて貰えるのか? 気をつければ事故は起きないと言う「運」を頼る現場長がいても不思議ではないくらい当時の安全への意識は低かったものです。良く安全第一と言いい、安全はトップからとも言います。危険な職場と言われた建設業でも大手をはじめ、トップの意識は変わつきました。それでもさほど安全成績に向上が見られないのは重層下請負と言う特殊な環境が影響しているよう思います。

近は企業に対し行政処分や社会的責任が一段と厳しさを増しており、ご苦労されている企業も多くあると思います。

事務所名
関本労働安全コンサルタント
(所在地)
電話 025(241)3597
平成16年4月
登録種別
労働安全コンサルタント
事務所名
アセステクノ労働安全
(所在地)
電話 025(241)1789
平成16年4月
登録種別
労働安全コンサルタント
事務所名
コンサルタント事務所
(所在地)
電話 025(241)1789
平成16年4月
登録種別
労働安全コンサルタント
事務所名
新潟市牡丹山3-14-25
新潟市牡丹山1-105
他の資格
一級管工事施工管理技士、一級土木

近は企業に対し行政処分や社会的責任が一段と厳しさを増しており、ご苦労されている企業も多くあると思います。

事務所名
労働安全コンサルタント
(所在地)
電話 025(241)1789
平成16年4月
登録種別
労働安全コンサルタント
事務所名
アセステクノ労働安全
(所在地)
電話 025(241)1789
平成16年4月
登録種別
労働安全コンサルタント
事務所名
新潟市女池3-18-3
新潟市女池3-18-3
他の資格
一級建築士、一級土木施工管理技士

近は企業に対し行政処分や社会的責任が一段と厳しさを増しており、ご苦労されている企業も多くあると思います。

安全は業種別に分かれていましたが、安全の世界は一つだと言つたのも安全に関わるようになつて知りました。「安全」の原則は全てに共通です。現場を通じて多少なりとも知つていたつもりが、その奥の深さを知るために自分の知識の浅さを思い知られたものです。今では運転のみではなく進歩が無いこと、原理原則こそが進歩につながることを説いている手前、車の運転にも気を付けるようになりました。

今後は、フリーの立場で建設の安全に携わりたいと思っており、15年ほど前から担当している作業主任者講習の講師も続けるつもりです。私の経験が少しでも役に立つならばこれ程嬉しいことはなく、出来ればもっと多くの触れ合いが欲しいところです。

会員に加えて頂きましたからには会の名前を汚さぬよう、また、コンサルタントの知名度向上にも頑張るつもりです。それでも「安全は仕事になりますよ」と言われたときの講師の顔がチラチラと目に浮かび、会費や講習会の出費がやたら多く、不安に陥るこの頃です。どうぞよろしくお願ひします。

支部トピックス

支部事務局長

鈴木武男

○新潟支部第12回定時総会

平成一六年六月一五日、新潟東映ホテルにて開催され、平成一六年度の事業計画等を採択しました。

本年の事業計画として新たに取り組むものに、次のものが挙げられます。

一本会が厚生労働省からの委託事業された「中小企業自主的安全衛生活動支援」として、

当支部も実施支部として活動することになりました。

二 本年の北関東・甲信越ブロック会議は九月二十五日(土)十時三〇分から新潟駅前のホテルサンルートで開催することになりました。

また、役員改選では全役員が再選されました。

〈支部長〉田村三樹夫 〈副支

部長〉羽尾博隆、矢崎芳直 〈事務局長〉鈴木武男 〈理事〉長沼義、野口修也、鈴木直夫 〈監事〉木村英雄、高橋良政

○中小企業自主的安全衛生支援事業

豊島会員を事務長として工業団地等の中小企業を対象にした

移動無料相談として「中小企業相談センター」を設け実施することになりました。本年度は七月から二月にかけ、三〇ヶ所、相談件数を九〇以上を目標に掲げ実施します。

○第九回労働安全衛生コンサルタント制度推進月間

三月、企画委員会においてコンサルタント制度推進月間計画を作成し、それに基づいて関係機関にリーフレットを配付し、労働安全衛生コンサルタントについての理解を得る広報活動を展開しました。

無料相談は、新潟県労働衛生医学協会が主催する「衛生管理者研修会」の会場の一角に支部の安全衛生相談コーナーを設け、実施することにしました。

新潟県労働基準協会連合会が主催する安全衛生推進者養成講習の講師を当支部として、八名の会員を推薦しました。既に七月から講習が始まり、一二月まで県内四会場において開催されます。

○たんぽぽ計画6年目を迎える

団体安全衛生活動援助事業(たんぽぽ計画)は六年目に入り、本年度新潟労働局管内で二団体

が指定され、現在六名の会員があドバイザーチームとして指定団体の指導にあたっています。

○国立大学等の独立行政法人移行に伴う現状調査終了

平成一六年度より国立大学等が独立行政法人に移行することとなり、それに伴って安全衛生管理は、人事院規則から労働安全管理法が適用されることから、支部としてプロジェクトチームを立ち上げ、国立大学等の現状調査を終了しました。実施した

大学は、長岡技術科学大学、上越教育大学、長岡高等工業専門学校、新潟大学で、現地調査日数は四六日間、調査員は八名で

調査を終了しました。

この調査結果を基に、大学等の有るべき安全衛生管理を研修テーマとして二回の研修会を実施しました。

一、良識を養い、学術を豊かにする

一、人を愛し、命と健康を尊ぶ

一、誠実に徹し、倫理を重んずる

倫理綱領

一、人を愛し、命と健康を尊ぶ
アドバイザーチームとして指定団体の指導にあたっています。

一、誠実に徹し、倫理を重んずる

一、人を愛し、命と健康を尊ぶ

一、良識を養い、学術を豊かにする

一、人を愛し、命と健康を尊ぶ

一、誠実に徹し、倫理を重んずる

一、人を愛し、命と健康を尊ぶ

